

Title	独逸ハンザと都市同盟
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.11 (1943. 11) ,p.1011(19)- 1031(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19431101-0019
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19431101-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

かくて吾々は「國富論」全篇の主張が謂はば財政と經濟とを一體として捉へようとした努力にみちてをり、それを人間の實在としての近代精神に包み、且つ人間理性の尊重による經濟秩序の確立から説き進めて行つたとみるべきである。それゆゑ、スミスに於いては、經濟論と財政論とが別々の分野を占めつゝ並列的に登場してゐるのではなく、この點はフィジオクラートに於いても全く同様である。すなはちフィジオクラートの思想は農業の發展を主張することからはじまり、純生産論に移り、再び土地單稅論に歸つてくる。ここに財政論と經濟論との統一が示されてゐる。それと等しく、スミスに於いても、經濟の前提たる財政、さうしてその財政の經濟的作用を顧慮する經濟論との統一が求められてゐるのである。

以上の主張は財政論そのものの内容を通じて一層具體的に明らかにされるであらう。すなはちここで、恰も財政を前提として經濟が經濟そのものの内在的論理として成形したやうに、經濟のなかにおける財政の位置が的確に示されるのである。かくて吾々はこれを財政論の内容として、續く論究の對象としなければならぬ。

獨逸ハンザと都市同盟

高村象平

獨逸ハンザの本質を正確且つ簡潔に表現することは甚だ難い。殊に獨逸ハンザについての研究が深められ、それが中世歐羅巴經濟史上において多面的な意義を有したことが明らかになされて行くに従つて、その本質を規定することは益々慎重ならざるを得なくなる。

通例我が國においては、獨逸ハンザとは稱せずしてハンザ同盟と呼び慣はされてゐる。蓋しその由來するところ英語の Hanseatic League の譯語に發するのであらう。又獨逸の古く著作の中にもハンザ同盟と譯さざるを得ぬ表題を附したものがあつた。ザトリウス氏の Geschichte des Hanseatischen Bundes. (1802-08) の如きである。然しハンザの語義に關する西歐學者の諸研究によれば、ハンザには仲間とか結合とかの意味が存するのであるから、「ハンザ同盟」なる呼稱は謂はゞ同義語を重ねたものに等しくなる。従つてこの中世北獨逸商人の仲間・組合或は北獨逸商業諸都市の經濟的組織は、「ハンザ同盟」とは呼ばないで、彼等自ら稱してゐた「獨逸ハンザ」の名を以て呼ぶことが正しいわけである。然しながらここに私はこの是正を強調しようとは思つてゐない。獨逸ハンザであらうとハンザ同

盟であらうと、その本質が明確に把握された上で使用されてゐるならば、譯語の如何は問題とするに足りないからである。たゞ然し、その名稱によつて本質が誤認される恐れがあるとするならばこれを矯す必要があらう。又兩者のうちで孰れか一を捨てて他を探るといふことにまでせずとも、少くともその本質を十分に辨へた上で、孰れかの譯語を使用することにせねばなるまい。

このやうな自明なことをここに敢て述べるのは次の理由に基づく。即ち「獨逸ハンザの都市 (Stadt van der Dudeschen hanse)」と云ふ語が始めて資料に現はれた一三五八年以來(一)、獨逸ハンザ(又はハンザ同盟)は都市同盟 (Städtebund)であつたといはれることが多い。例へばハンザ會議議事録及び附屬文書集の編纂者であつたコップマン氏の如きも、その第一部第一卷の緒言中に、獨逸ハンザは「その本來の性質よりすれば獨逸バルト海諸都市の同盟である」と規定されてゐる(2)。しかもこの種の定義は、前述のハンザ同盟といふ譯語からしても容易に首肯され得るところとなるものであり、及んでは獨逸ハンザを以て、第十三、四世紀の交同じ獨逸の地に多數結成された都市同盟——その有名なものとして一二五四年のライン都市同盟や一三七六年のシュワールベン都市同盟がある——と同種なものであるとの見解を生み易い。然るに先年獨逸ハンザ研究の第一人者であつたワルター・シタイン氏が指摘され、更に近年ボーデ氏が獨逸ハンザの諸文書を詳細に調べられた結果によれば(3)、獨逸ハンザの孰れの時期におしてもハンザ同盟(Hansebund)又はハンザ諸都市の同盟(Bund der Hansestädte)と云ふ呼稱は一回も使用されることがなく、ハンザ諸都市は恆にハンザ自體と都市同盟とを峻別してゐたのであつた。

私見を以てすれば兩氏の研究は共に甚だ優れたものであるが、では何故にハンザ都市はかかる區別をたててゐたのであつたか。結局それは、獨逸ハンザの性格乃至概念と都市同盟のそれとの間に相容れざるものが存したからで

あるとせねばならぬであらう。然らばこの異同を明かにすることが、とりもなほさず獨逸ハンザの本質を辨へそれを正確に表現し得る方途となるものであるといはねばならない。しかも尙この他方において、前記コッスマン氏の如き、或はデーネル、シェーファー、レーリヒ等の權威ある獨逸ハンザ研究者さへも、往々獨逸ハンザを以て都市同盟であるとされてゐるのであるが(4)これ等は如何様に見えるべきものであらうか。それは單に文章の修辭だけにとどまるものではないであらう。獨逸ハンザの性格の中には、都市同盟たることを無下に否定し難いものが存したからではなからうか。これ亦一應省察に附して然るべき點であらう。

これ等の故を以て本稿では、(一)獨逸ハンザと都市同盟との異同點について、及び(二)ハンザ諸都市に同盟結成の意圖が存したか否かについて考察してみたい。要は、獨逸ハンザの本質を闡明し、我が國におけるハンザ同盟なる慣用語の使用に際して生ずる恐れなしとせぬ誤認を避けんとするに在るべきである。

(一) HR. I. 1. (Leipzig. 1870.) Nr. 212.

(二) Ebenda. S. X.

(三) Walther Stein, Beiträge zur Geschichte der deutschen Hanse bis um die Mitte des 15. Jahrhunderts. (Giessen. 1900.) S.107-8; Ders, Die Hansestädte. HGBL. Jg. 1913. S. 271 ff.

Wilhelm Bode, Hanseische Bundesbestrebungen in der ersten Hälfte des 15. Jahrhunderts. HGBL. Jg. 1926. S. 70-1.

(四) E. R. Daenell, Geschichte der deutschen Hanse in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts. (Leipzig. 1897.) S. 5.

Dietrich Schäfer, Die Hansestädte und König Waldemar von Dänemark. Jena. 1879.) S. 30-1, 249.

Fritz Rörig, Die europäische Stadt, Propyläen, Weltgeschichte, Bd. 4. (Berlin, 1932.) S. 294-5.

二

如何なる組織にあつてもそれが長らく存続する場合には、初期における内容と後期のそれとの間にはかなりの差異が生ずるの恆である。その變化あつてこそ、絶えず移行行く時代の要求にも適應し得、長期に亘つてのその存在を持續することが出来るわけであらう。獨逸ハンザもその起源より没落に至るまでには長き歳月を闊したのであつて、その間終始同一の性格を保持してゐたのではなかつた。素々獨逸ハンザの成立期及び解體期をどの時點に置くかは困難な問題であるが、通例は第十二世紀初頭の中世獨逸都市擡頭とその市民による對外貿易活動の勃興を以て起點とし、第十七世紀後半における最後のハンザ會議開催(一六六九年)の後しばらくして一應その終期を劃するものと做す。これによれば、獨逸ハンザは約五世紀半餘に亘つて存続した。この他方、既に觸れたやうに「獨逸ハンザの都市」なる名稱が資料に最初現はれた時即ち第十四世紀中葉から起算することにすれば、獨逸ハンザは三世紀餘の生命を保つたことになる。その孰れを探るにしても、この長き経過を通じて組織内容は同一たり得なかつたのである。

然しながらここに獨逸ハンザの本質を都市同盟との關聯において把へんとする場合、その成立期——大約第十四世紀前半に至る——における性格や、その没落期——私はこれを第十六世紀以降に置いてゐる——の姿容は、省畧に附して差支ない。都市同盟結成が云々されることの多い第十四世紀中葉前後から次の世紀にかけての間における獨逸ハンザを、換言すれば最盛時の獨逸ハンザを考察の對象とするを以て足る。しかもこの時間的限定の下に、當時の謂ゆる原資料の中から獨逸ハンザの本質を探り出すことは仲々容易ではない。何となれば、一般にハンザ諸都

市が獨逸ハンザの本質について自ら語ることは殆んどなかつたからである。他者から、例へば英吉利國王なりブルグンド政府なりから獨逸ハンザの正確な定義乃至説明を求められた場合には、出来るだけこれに應ずることを避けてゐたとさへ見受けられる。その所以の一は、これに答へることによつて生ずべき結果、即ち獨逸ハンザが外國から國法上の組織として目されることによつて生ずる諸種の義務負擔を欲しなかつたにあるのであらう。生半な定義によつてこれに拘束されるに至ることを無用の業となしたのであらう。この他方において、第二の所以としては、獨逸ハンザの歴史についての知識がハンザ都市においてすら缺けてゐたといふ事實が擧げられる。例へば一四一八年ブレーメン市は獨逸ハンザ創立文書が存在するものと確信してこの探索をケルン市に求めた如き(1)、その傍證とならう。素よりかかるものが嘗て關係諸都市間に取交されたことはなかつたのであるから、この時ケルン市の涉獵は無効に終つたのであるが、然し獨逸ハンザ形成時以來の古きハンザ都市ケルンの當局者さへ、自明なるべき存否について即答出来なかつたといふことは一考に價する。その成立事情を明確に辨へぬやうなハンザ都市が獨逸ハンザについての正しい概念規定を施し得る筈はなかつたのである。

然し他者からの要求に對して恆に言を左右にしきれぬものではなかつた。極めて稀ではあつたが、ハンザ都市の代表者によつて獨逸ハンザの本質が述べられたことがあつた。その一二を擧げれば、一四四八年フランドル人の抗告に對してハンザ都市の市會代表者は、ハンザはそれが自由(役務・税の免除)と特權とを有する他國において平和的な貿易を行なふ目的のための團結(«eendracht»)であると答へてをり(2)、翌四九年英吉利人に對しては、ハンザは多數の都市の聯盟(«federacio»)であつて、その所屬者のために水上陸上の貿易交通を維持し庇護することを目的とすると述べてゐる(3)。

又一四七三年ユトレヒトにおけるブルグンドと和蘭政府との講和會議では、獨逸ハンザ全體を示すものとして團結とか團體とでも譯すべき *ein corpus* といふ語が用ゐられてゐる。しかもこの場合ハンザ側と和蘭側とではこの語の内容を甚だ違つた意味に解釋したのであつた。即ち後者は、ブルグンド國旗を掲げたフィレンツェの船が當時英吉利と戦つてゐたダンチヒの船にとつて拿捕・沒收されたことについて、ハンザ諸都市はすべてこの損害賠償の連帶責任があると主張した。蓋しことはダンチヒ船の私拿捕行為であるといふも、ダンチヒはハンザの有力な都市であるのみならず、ハンザは「*コルプス*」なるが故に、ダンチヒと英吉利との戦はハンザ諸都市共同の戦に外ならないからであると論じた。ハンザの代表者はこれに應酬して曰く、「ハンザ諸都市は、若干の邦國、地方及び領地において有する諸特權を以て構成されるコルプスである。それ等特權が侵害された時には集合して協議し、以てその侵害された地方において有する全財産について全ハンザ都市に損害の生ぜぬやうに、全體に對する規約や訓令を定めるを恒とする。然し諸都市は全體として英吉利と戦争したのではない。英吉利人によつて損害を蒙つた若干のハンザ都市は自己の冒險及び損益において戦つたが、それは全ハンザの名において行なはれたものではなかつた」と(4)。更に對英戦争の戦果は悉くハンザ諸都市全體に歸屬する故、ハンザはコルプスを形成してゐるといふ和蘭側の再度の主張に對して、ハンザ代表者は繰り返してハンザは現在においても過去においてもかかる意味のコルプスでなく、又將來ともかかるコルプスたることを欲せぬといひ、その所以は、ハンザが共同の印章を有することなく共同の會計も行なはぬことによつて立證され得ると説いたのであつた(5)。

この第三の事例に關して稍々冗長な引例を行なつたのは、このコルプスなる語を和蘭流に嚴密に解するか又はハンザ代表者のいふやうに緩やかに見るかに従つて、獨逸ハンザの本質の規定に關係があるからに外ならない。獨逸

ハンザ自身この後にも *ein corpus* の語を使用してゐるのであるが(6)、然しその場合にも前記ユトレヒト會議の際におけると同じく、この「コルプス」が公法的意味のものと解釋されハンザ諸都市の連帶責任の論據となるやうな時には、飽くまでこの法律的解釋に反對したのであつた。ハンザの代表者にとつてこの語は、その諸都市相互間の友誼と利害との合致によつて形成された團結の意味に外ならなかつた。それも相互の間に盟約を結んで成立しそしてこの約定によつて加盟者が制約されるといふやうな條約關係乃至公法的構成體ではなく、獨立した個々の都市の相互的一致による團結の事實關係を示すものとして使用されたに過ぎなかつたのである。この相互的一致とは何についてであるか。それは前掲の三事例の孰れにおいても畧々同様に述べられてゐるところであるが、ハンザ諸都市が諸外國において有する自由權、貿易特權の享受を共同にするといふ點であつた。即ちハンザ諸都市の團結とは、彼等の特權における團結(*stede von der hanse ein corpus wren in eeren privilegien*)たることが根本なのであり、しかもそれ以上に出づるものではなかつた。これがハンザ當局者自身唱へるコルプスの性質だつたのである。

従つてハンザ諸都市が會議を開き貿易に關する事項のみならず屢々參戰問題についても決議し、それが全加盟都市に對する訓令や規約といふ形で公けにされる。或は首腦都市がハンザ全體を代表して外國政府と外交交渉を行なふ。これ等の法律行為や政治行動は、その外見からすれば、ハンザ外部にある者をして、獨逸ハンザが國法的規範に基づいた團結であると推定せしめる素因となるものであつた。然し前記の根本事實即ち獨逸ハンザは彼等の外國における特權によつて構成された團結たるのみといふことからすれば、右の諸行為は孰れも要はハンザの對外諸特權の維持のための行為に外ならないし、又それ以上の意味が賦與されるべきものではなかつたのである。換言すれば諸都市の會議や決議は、特權の維持といふ目的に對する手段たるに過ぎなかつた。それ等は獨逸ハンザの本質をな

すものではなかつた。獨逸ハンザはその本質からすれば、外地における諸特權の享受と維持を共同目的とした團結の特權協同體であり、その性格は全く經濟的なものであつたのである。

以上は前掲の第十五世紀中葉乃至後半における三資料を以て考察したのであるが、然しこれより約一世紀前に當る一三四三年の文書によつても同様な概念規定を下し得るのであるから、右の獨逸ハンザの本質乃至性格は本稿の對象とする獨逸ハンザ盛期におけるそれであると做してよい。一三四三年の文書とは諾威のマグヌス・エリクソン王がウェンデン海港諸都市に賦與した特權確認文書であつて、それには「獨逸人ハンザの全商人 (necnon universis mercatoribus de hansa Theuonicorum)」とあり、この Hanse der Deutschen とは、北獨逸の諸都市の商人が外國において獲得し彼等の共同所有として要求するすべての權利・特權の意に用ゐられてゐる。従つてシタイン氏の定義されてゐるやうに、獨逸ハンザの商人とは、北獨逸の商人にして諸外國において夫々個々に特權を獲得し、しかも外地におけるすべての特權を享受する權能ある者を指し、獨逸ハンザの都市とは、該都市の商人が諸外地において與へられた特權に基づき全體の所有する全部の特權の享受を許され、この全體所有と做す全特權の維持と増加との權能及び義務ある都市をいふわけであつて、孰れにしてもこの純經濟的性質が盛期ハンザを特徴づけるものであつたのである。

- (1) HR. I. 6. Nr. 601.
- (2) HR. II. 7. Nr. 506 § 15.
- (3) HUB. IX. Nr. 584 § 2.
- (4) HR. II. 7. Nr. 35 § 37.

- (5) Ependa. Nr. 35 § 83.
- (6) 例へば一四九一年アンヴァルムスにおける英吉利との會議による HR. II. 5. Nr. 314 § 5.
- (7) HUB. III. Nr. 13. 上の特權狀の意義については Friedrich Bruns, Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronik. (Berlin, 1900.) S. VII.
- (8) Walther Stein, Zur Entstehung und Bedeutung der Deutschen Hanse. HGBL. Jg. 1911. S. 361.

三

最盛時における獨逸ハンザが諸外地において特權を有せる經濟集團であると規定せられる時、直ちにそれが都市同盟なる政治的結合とは別個の存在であつたと考へ得るであらう。然し斷るまでもなく、かかる大摺みの判斷も具體的にその理據を舉證し得た上で下すべきである。それには、都市同盟と明かに自稱し且つその内部構造からしても同盟なる名稱と齟齬するところのないものと、獨逸ハンザとを比較してみることが最も捷徑である。いまここに第十三世紀中葉に成立したライン都市同盟を採り上げてみよう。これが一二七三年や一三八一年における同名のもの或は一三七六—八九年のシニワール都市同盟と並んで、廣範圍に互る強大な政治力と整備された制度との故に、都市同盟の典型と做されてゐることについては贅言を要さない。

ライン都市同盟の起源をなすものは、一二五四年二月マインツ市とウォルムス市との間に相互援助・兩市民の同權・外敵に對する共同防衛等を内容として結成された永久同盟であるが、同年四月これにオッペンハイム市が参加して三市同盟の成立となり、この三市同盟を中核としてその後年餘ならずして百餘の大小加盟都市を有するに至つた。その範圍は南はチュールヒヒより北はプレーメンに、東はウェルツブルクより西はアーヘンに及ぶ。のみならずその

傘下には三十餘の聖俗諸侯貴族をも算へた。蓋しこのライン都市同盟の形成の直接的契機は、強大な中央權力の缺除に發する地方諸侯貴族の恣意的な新税關設置乃至關稅増徴、道路通行の不安と商品運送に對する襲撃等によつて都市の商業に加へられた諸障壁を排除せんとするにあり(2)、従つて商業交通の安全を目標とした諸都市の計畫を貫遂し得るためには、參加者を都市のみに限定せず諸侯勢力をも包擁する必要があつたからである。しかも盟約者たらざる場合は、經濟的に優越せる諸都市によつてポイコットされ交易阻礙者として烙印づけられるので、諸侯貴族は同盟の勢力擴大に伴なつてこれに參加せざるを得ぬ立場に迫ひやられたのであつた。

然しながらライン都市同盟の目的は商業交通の安全確保に盡きるのではなかつた。それは同盟設立の書文の文言が、一二三五年フリードリッヒ二世によつて發せられたマインツの全國和平令のそれと類似するところ甚だ多いことからも一部分推定され得るところであるが、一般的和平(Pax generalis)の確立が同盟の主要目的となつてゐたのであつた(3)。素より増田四郎教授の指摘されてゐる如く、強力な帝權を全國に布かんとする皇帝の和平令と、中央權力の權威地に墜ちたる後の都市による自力本位の盟約とは相違する(4)。然し、皇帝による全國和平令の精神が帝權衰微の事情の裡にライン都市同盟によつて繼承されたことは注目すべく、しかも同盟がその發展擴充を主要目的としたことはこの都市同盟の政治的性格を極立たしめたのであつた。ここに同盟を擔ふ實勢力・市民階級は、彼等の手によつて創出さるべき法的秩序によつて新しき國家の實現を企圖したのである。

一二五四年十月ウォルムスで開催された第二回都市會議の決議は、ライン都市同盟の制度を明確に成文化したものであつた。それによつて同盟の内部構成を窺へば(5)、同盟への新參加者の採否は全體の決議に俟つのであるが、實際上には個々の都市が同盟の全權の委任を得て代行した。同盟の最高執行機關は加盟者が各々四名の全權委員を

派遣して構成される同盟會議であつて、毎年四回定期的にマインツ・ウォルムス・ケルン・シトラースブルクの四都市で交互に開催された。この會議の席上で諸般の問題が検討され、規約が決議され、又係争事件の調停や違反者に對する裁判が行なはれる。その刑罰としては、その程度に應じて、平和破壞の宣告、同盟からの追放、誓約を破つた都市の破壊、罰金徵課等が定められた。加盟者は戰時には武器・軍船・兵員を分擔齎出する義務を負ひ、又當時には同盟税を納める。そしてモーゼル河を境としてライン上流と下流とに三大區分され、前者における加盟者はウォルムス市當局を、後者のそれはマインツ市當局を夫々指導者としてその行政權に服するといふ機構になつてゐたのであつた。

かかる制度を備へ、加盟者に對する廣汎な權能を時宜に發揮したライン都市同盟が成立後僅か四年餘の運命を以て終つた根本の事由は、同盟が自己の力量を過大評價したところに在つた。然しこれを究明することはここでの問題でない。前掲の目的に類するものを獨逸ハンザも亦有したか、更に法律的にライン都市同盟を「同盟」と呼び得る特徴が、獨逸ハンザにもあつたか否かを檢すれば足る。先づライン都市同盟の標榜した國家革新の目的が、獨逸ハンザのそれと全く異なるものであることは縷言を要さないであらう。ハンザの目標とし任務とするところは甚だ多岐に互つてはゐたが、然しそれ等はすべて經濟的な方向のものであつた。諸外國において又は獨逸領邦諸侯から得た個々の特權や共同の特權を維持し能ふべくんばそれ等の擴充を企てることも、水陸路上における安全な交通の維持にしても、或は領邦諸侯の干涉——時には皇帝のすら——を排して加盟都市間の紛争を仲裁し、又都市内の動搖發生を防止することも、その狙ふところは經濟政策的な點であつて、獨逸帝國統治の任務を繼承せんとするに出でたものではなかつた。次に獨逸ハンザは「都市同盟」と規定さるべきものであつたらうか。いま中世において同盟の意

味をボーデ氏によつていへば、それは複数の當事者が政治的目的達成のために條約を結ぶことによつて成立する結合關係であり、この全加盟者に適用される條約は討議・決議・批准の三つの行爲を経た後に始めて有效となるのであつた(6)。然るにかくの如き一定の同盟行爲は、これを獨逸ハンザに求むる場合、少くとも本稿の對象とする時間的限定内においては見出すことが出来ない。勿論後述するやうに右の目的の政治的條約は、ハンザ加盟諸都市相互間に屢々締結されてゐる。然しそれは獨逸ハンザそのもの乃至ハンザ加盟都市の全體に適用せられる條約關係、従つて同盟行爲ではなかつた。一四七〇年にリュベック市とケルン市との間に交された論争によつても知られるやうに(7)、獨逸ハンザ自體と狹義のハンザ同盟(Hansische Tohopesate)とは、一が無期限の存在であり他が有期限のものであることにおいて、又前者が經濟的目的の團結であるに對し、後者が交易を阻害し平和を攪亂する諸侯貴族に對抗するため加盟都市に相互援助の義務を課すものであつたことにおいて、峻別されてゐたのであつた。

のみならず獨逸ハンザが同盟的性質の結合であると做し難い他の根據として、同盟の執行機關の除去が擧げられる。即ち加盟者の會議において、個々の特殊利害を全體の利害の下に従屬せしめる強制力は、同盟の存続上缺くべからざる條件であるが、このための執行機關は獨逸ハンザにはなかつたのである。蓋し獨逸ハンザは自由意志による加盟者を以て構成されたものであり、個々の加盟都市は何時なりとも都市の團結(獨逸ハンザ)から脱退することが出来、これを強制的に阻止することは出来なかつたのであつた。加盟都市に對する最大のそれて唯一の強制手段として、獨逸ハンザの有する權利と特權の享受から排除することがあつたが、然し獨逸ハンザの歴史において個々の加盟都市に對する措置乃至處罰の大綱は、この極端な手段、ハンザ追放を適用することなくして總意の下に服従せしめるやうに仕向けるにあつたといひ得られるのであり、結局この特性は獨逸ハンザに實際の執行力がなかつたことに歸着すると見てよ。

この他方において獨逸ハンザも亦、時折開催せられるハンザ會議——加盟都市の派遣する市會代表者及び全權委員を以て構成する——といふ最高審議機關を有した。このハンザ會議における決議には一見前記同盟における條約關係に類するところがあつた。例へば會議に缺席したハンザ都市もこの決議には従ふべきこととするとか、少數の參加者が全ハンザの名において決議しこれを各加盟都市が遵奉するとかの如きである。然し、かかる多數決を以て成立した決議に對しては、多くの場合諸都市はこれに拘束されず、時にはこの決議に同意せぬ旨を宣言さへしたものであつて、しかもこれが容認され加盟都市の獨立性が尊重されてゐたことは、獨逸ハンザが同盟的義務遂行を以てその團結の基礎とするものでなく、全加盟者の自由意志的服屬を基礎としてゐたことを示すといつてよい。或はその行政乃至全構造においてリュベック市が指導的中核として全體を統一する地位にあつたのであるが、然しこれも亦何等か同市の地位を合法化する法制的基礎に立つてのものではなかつた。その優越的勢力の結果或は傳統の容認といふ全くの事實關係に基づいたに外ならなかつたのである。更に獨逸ハンザは貿易や海運に關する事項については法規を定め最高裁判所として判決を下した。この分野における法律關係については他者に干涉の餘地を與へなかつたといつて過言ではない。然しこれ等はすべて經濟的目的のものであつて政治的目的のものではない。又獨逸ハンザは加盟都市に對して課税することもあり、兵員や軍船の分擔讓出を要求し得、常備的ではなかつたが、かなり強大な軍事力を擁してゐた。これ等は獨逸ハンザをして同盟的性格のものと同類推せしめる因素となつたが、然し前述の如くこの課された義務に應じないといふことがハンザ都市の資格を喪失せしめる絶對的條件となることはなかつたのであつた。

要するに獨逸ハンザは、既掲の如く一三五八年「獨逸ハンザの諸都市」として始めて資料に現れた以後一定範圍の都市の團結であつた。然しそれは政治的目的の下に糾合した同盟都市の團結ではなかつた。外地において有する貿易特權享受といふ經濟的目的によつて自由意志から結合した北獨逸の都市集團であつた。即ち獨逸ハンザは都市同盟とは規定し得ないのである。然しながら、それでは貿易特權享受のための經濟團體として發足した獨逸ハンザは、政治的團結たる都市同盟に推移することはなかつたのであらうか。その没落期に至つてこの質的轉換が行なはれたことを私は嘗て他の機會に述べたのであるが(8)、然し既に一言したやうに、獨逸ハンザに關する優れた研究者が右の第十四世紀中葉におけるハンザを以て都市同盟と指稱されてゐることからして、この頃或は第十五世紀に至る最盛時に獨逸ハンザは既に都市同盟乃至政治的團結(corpus politicum)への推展を開始してゐたのでなかつたかといふ疑念も湧くのであつて、次節においてこの問題に觸れてみたい。

(1) 最近増田四郎教授は新著「獨逸中世史の研究」四四七—五〇三頁に所收の「都市を繞る中世末期の獨逸政情」において、
 ノーリッヒ教授引 E. Bielefeld, Der Rheinische Bund von 1254. Ein erster Versuch einer Reichsreform. (Berlin, 1937), の主張を中心として「ライン都市同盟の成立・本質・解體過程をその背後の社會經濟的諸事情との聯關において極めて鮮かに分析描出されてゐる。私はこのビルムフェルト氏の近業に接したことがないので、以下には次の謂ゆる「前世紀の古き諸研究」を主として利用し、これを補ふた増田教授の勞作を以てする。

K. A. Schaab, Geschichte des grossen Rheinischen Städtebundes, gestiftet zu Mainz im Jahre 1254 durch Arnold Walpod. 2. Ausg. 2 Bde. (Mainz, 1855.)

K. E. Menzel, Geschichte des rheinischen Städtebundes im 13. Jahrhundert. (Hannover, 1871.)

Wilhelm Arnold, Verfassungsgeschichte der deutschen Freistädte im Anschluss an die Verfassungsgeschichte der Stadt Worms. Bd. 2. (Gotha, 1854.) S. 66-86.

Heinrich Boos, Geschichte der rheinischen Städtkultur von ihren Anfängen bis zur Gegenwart mit besonderer Berücksichtigung der Stadt Worms. 2. Aufl. Bd. 1. (Berlin, 1897.) S. 525-556.

- (2) Menzel, a. a. O. S. 37.
- (3) Schaab, a. a. O. I. S. 113, 127.
- (4) 増田四郎、前掲書、四七五—六頁。
- (5) Menzel, a. a. O. S. 30 ff., Schaab, a. a. O. I. S. 124 ff., II. Nr. 9.
- (6) Bode, a. a. O. HGBil. Jg. 1919. S. 174.
- (7) HR. II. 6. Nr. 282, 310, 333, 336, 339, 346.
- (8) 拙稿「末期獨逸ハンザと政治權力」社會經濟史學、第九卷第五號(昭和十四年八月號)十一頁。

四

第十四世紀中葉頃において、若し獨逸ハンザが政治的同盟條約によつて結合した都市の大集團であつたとすれば、まさしくそれは「都市同盟」として發足したことになる。これについて先づ考察するべきものは、一三六七年十一月對丁抹戰に際し結成されたケルン聯盟である。それはハンザ領域における最初の大政治同盟であるといはれ、當初これに會同する都市数は十二であつたが、聯盟軍の勝利を以て一三七〇年五月シトラルスンドに締結された媾和條約に署名せる都市は三十七を數へた(1)。然しながらこれ等盟約に加はり實際に參戰した諸都市の中にはホランド

やゼーランドにおけるハンザ都市ならざるものも多数包含したのであつて(2)、この點から見てケルン聯盟がハンザ都市の同盟であつたとは做し難い。加ふるに多数の異分子を包含する同盟といふが如きは想定し得ないから、ケルン聯盟は同盟でなかつたとさへいふことが出来よう。それはともかく、當時の資料においてハンザとはいはずして「同盟者とその助力者」と指稱してゐるのは(3)、ハンザ都市と非ハンザ都市とのこの聯盟において諸都市相互の資格が區別されてゐたことを示すものであらう。シェーファー教授はケルン聯盟を以て「對丁抹・諸威貿易を保護しバルト海・北海間の水路をハンザ船舶に開放せんがための同盟たるのみ」と做し、この性格よりすれば「それは北獨逸諸都市間に一定目的を以て締結された數多くの條約と異なるところない」といはれてゐるが(4)、確かにそれは規模において大ではあつたものの本質上はハンザ内部の政治的軍事的同盟の一つに過ぎなかつたのであつた。

この聯盟を機縁として爾後暫らくの間ハンザ都市と非ハンザ都市とは協力してゐた。一三八五年にケルン聯盟解消が公けにされたが、この時その延長案が提起されてゐるし(5)、その翌年にはゾイデルゼー諸都市やプロイセン諸都市からハンザ都市全部を以てする新同盟結成が提案されてゐる(6)。然しこれ等は結成方法について意見が分れたため、孰れも實現するに至らなかつた。そしてやがてホランドやゾイデルゼーの諸都市の代表者はハンザ都市の會合に姿を見せぬやうになつて行つた(7)。一四〇七年リュベックに開催されたハンザ會議においては、加盟都市の最初の名簿が作成された(8)。いふまでもなくハンザ都市と非ハンザ都市との分離は、ハンザ圏の全體を包含する都市同盟成立の前提條件である。従つて獨逸ハンザとハンザ同盟とが合致することありとせば、それはこの條件が達せられた第十五世紀初年以後にあるものとせねばならない。即ち資料に「獨逸ハンザの都市」の稱呼が初見する時より少くとも半世紀の後において、始めてハンザ都市同盟の所在を求め得るわけである。然しそれも單なる可

能性の提示だけであつて、この時かかるものとして成立したといふのではない。のみならず一四〇七年リュベックが發した會議招請狀には「諸都市が甚だ不一致であり利己的であつて一市の損失が他市の心魂に徹することなき結果として、ハンザ都市は外國における聲威を失墜し、諸都市並にその商人が最大の費用を投じて獲得した特權と權利とを悉く喪失するに至ることを恐れねばならない」状態にあることを難じてゐる(9)。素よりこれは文言通りに受取るべきものではないであらうが、然しそれにしては諸都市の不一致を非難してゐる程であるから、この時直ちに諸都市が反省してここに隔意なき同盟結成の機運が生れたとは做し得ない。且つこの會議において、從來海港都市のみが海上保護の任に當つてゐた慣行を全ハンザ都市が海賊討伐のために武力又は金錢的援助をなすべきことに改めたが(10)、然しこれは各都市に負擔を配分し以て共同に都市の利益を促進化することを策したものであつて、同盟者の義務といふが如き形式を採つたものではなかつた。従つてハンザ都市同盟の出現はこの年よりも後の時點に求めねばならないのである。

ところで前節において觸れたやうに、南獨逸では第十三世紀の中葉にライン都市同盟、又第十四世紀後半にシェーベン都市同盟といふ大政治同盟が結成されてゐるのに對してハンザ加盟都市の分布する北獨逸では第十五世紀初年に至るも尙廣範圍に互る都市同盟が現はれなかつたのは何故であらうか。それは結局、都市と領邦諸侯との關係が南獨逸と北獨逸とは相違するところに出づるものとせねばならないであらう。南獨逸で専ら政治的目的のために、諸侯貴族の壓迫に對しその自由を守るために同盟したのは、多く帝國直屬の都市であつた。即ち帝國都市としての利害の共通の上から謂はゞ横斷的な團結は容易であり、既掲の如く國家改造といふやうな遠大な目標に邁進することも出来たわけであつた。これに反してハンザ都市にあつては、帝國直屬の資格を持つものはリュベック、

ドルトムント、ゴスラールの僅か三市に過ぎず、他のすべてはその程度の相違こそあれ領邦諸侯の制約下に置かれてゐたのであつた。その最も甚しきものは集権的権力を持した獨逸騎士修道會の領内にあるプロイセン諸都市である——素よりプロイセン都市のすべてがランデスヘル的権力の重壓を蒙つてゐたのではない——。その他ポマン諸都市、マルク諸都市、ウエンデン諸都市、ザクセン諸都市、ウエストファーレン諸都市等々孰れも聖俗諸侯の支配下にあつたし、更にその中には外國主權の干渉を受けてゐたものさへあつた。それ等領主勢力がその領内都市に對して有する關心は厚薄様々であつた。それに應じて、諸都市が共通の政治目的の下に大同團結することは容易に行なはれ難かつたのであつた。

然し他方においてこの北獨逸の特殊事情は、個々の都市相互間に又は狭い範圍の都市集團の間に同盟が結成されることを却つて促がしたのであつた。小規模な都市同盟は、數多くそして「獨逸ハンザの諸都市」が出現する以前に既に形成されてゐた。たゞ領主勢力との無用の摩擦の發生を避けて、それ等は多く非政治的目的を標榜した。又國內和平同盟の形式を採る場合も尠なくなつたが、然しその實際は盜賊や平和破壞者に備へるのではなく、領主の不法な干渉壓迫に對抗する共同防衛の同盟に外ならなかつた。第十四世紀後半ハンザ地域において比較的規模が大きく且つ著名な都市同盟として、一三六〇年、一三八四年のザクセン都市同盟(11)、一三九九年のポマン都市同盟(12)、一四〇二年のウエンデン・ポマン都市同盟等があつた(13)。孰れも領邦的規模のものであり、夫々の限られた都市集團の自由獨立を防護することを目的としてゐた。然しかかる地方的同盟が既に存する以上、そして前記一四〇七年のハンザ諸都市海防計畫の中に全加盟都市が共同の負擔において全體の利益を増進しようとする機運が看取される以上、ハンザ全域に互る都市同盟の結成はもはや單なる時間の問題であつたといふことも出来よう。然し

それにしても、重ねていへばその實現は第十五世紀初年以後のことであり、且つ區々たる個々の都市的乃至地方的利害は問題となり得ぬ程の諸都市共通の大きな刺戟、謂はゞ全ハンザ存亡の危機に追ひやられることが必要だつたのである。

既述の如く獨逸ハンザの基本的性格は全く經濟的なることであつた。然しこの經濟的團結はその發展の極、政治的團結へ進まざるを得ないといつてよいであらう。それは都市の經濟的發達が諸侯貴族の干渉を誘致しその對抗手段として地方的政治同盟が結成されたと同じ理由によつて、獨逸ハンザを構成する個々の都市の獨立(政治的・經濟的)が脅かされ、従つてハンザ全體が間接に脅威の下に曝されることに至れば、これを救ふ方途としては全體の政治的・經濟的の形成が考へられざるを得ないからである。然しこの必要が認められても——それは全ハンザを指導する地位にある中核都市において最も早く且つ最も切實に感ぜられるわけであるが——、直ちにそれは實現するに至らな。蓋し獨逸ハンザ内部に根強く存する地方的利害は容易に一掃され得なかつたからである。一四一一年リユベック市の提唱した同盟結成案に對してリーフランドの騎士修道會長は、ハンザ「地域は廣大にしてその都市は極めて多いのであるから、個々の都市がその領邦諸侯や領主と争つた場合一々これに助勢するが如き義務は負ひ切れるものでない」と述べてゐるが(14)、かかる現實政策的立場は多くのハンザ都市の特徴とするところであつたのである。或は一四二八年多數のウエンデン・ザクセン・ウエストファーレン諸都市が同盟結成を議した時、招請に應じなかつたメルン市が「吾々は確かにハンザ都市ではあるが海港都市の戦争とは何等關係がない」といひ放つたことは(15)、ひとりケルン市の自儘な態度たるにとどまらず大抵のハンザ都市の眞意を傳へるものとみてよいのである。しかもかかる立場から離れて全ハンザ的同盟に統合するに至る時、換言すれば經濟的特權享受の團結に政治的要素が加

られる時、はじめて獨逸ハンザを以てハンザ同盟乃至ハンザ都市同盟と呼び得るわけであるが、然しそれは少くとも第十五世紀初年に至るハンザ最盛時には未だ生起してゐないのであつた。従つて獨逸ハンザを右の通稱を以て呼ぶ場合、その言葉の中には謂はゞハンザの政治化といふ後から添加された意味が含まれてゐることに留意する必要があるとすはねばならぬ。

- (1) Ernst Robert Daenell, Die Kölner Konföderation vom Jahre 1367 und die schonischen Pfandschaften. (Leipzig, 1894.) S. 6.
- (2) Stein, Zur Entstehung. S. 356.
- (3) Ebenda. S. 358-9.
- (4) Schäfer, a. a. O. S. 561.
- (5) HR. I. 2. Nr. 306 § 19, 308.
- (6) HR. I. 2. Nr. 207, 331 § 2.
- (7) E. R. Daenell, Geschichte der deutschen Hanse in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts. (Leipzig, 1897.) S. 64.
- (8) HR. I. 5. Nr. 392.
- (9) Ebenda. Nr. 385.
- (10) Ebenda. Nr. 318.
- (11) Ulrich Kleist, Die sächsischen Städtebünde zwischen Weser und Elbe im 13. und 14. Jahrhundert. (Halle a. S. 1892.) S. 38 ff., 76 ff., W. J. L. Bode, Geschichte des Bundes der Sachsenstädte bis zum Ende des Mittelalters

mit Rücksicht auf die Territorien zwischen Weser und Elbe. Forsch. z. Dt. Gesch. Bd. 2. (Göttingen, 1862.) S. 215 ff.

- (12) HUB. V. Nr. 571.
- (13) Ebenda. Nr. 535.
- (14) Ebenda. Nr. 1020.
- (15) HR. I-8. Nr. 549.